

令和8年第1回

相楽広域行政組合議会定例会会議録

(令和8年2月25日)

## 令和8年第1回相楽広域行政組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和8年2月18日(水)

○告示年月日 令和8年2月18日(水)

○招集の場所 そうらく衛生センター 会議室

○開 会 令和8年2月25日(水) 午後1時30分

○閉 会 令和8年2月25日(水) 午後3時44分

○出席議員(12名)

1番	小見山 正	2番	高岡 伸行
3番	森本 隆	4番	西山幸千子
6番	岡本 正意	7番	神田 高宏
8番	岡田 三郎	9番	土岐 太郎(遅刻)
10番	柴田はすみ	11番	西 昭夫
13番	畑 武志	14番	岡本 篤

○欠席議員(1名)

5番 山本 翔太

○会議録署名議員

6番 岡本 正意                      7番 神田 高宏

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	杉浦 正省	理事(木津川市長)	谷口 雄一
理事(笠置町長)	山本 篤志	理事(和東町長)	馬場 正実
理事(南山城村長)	平沼 和彦		

○事務局職員出席者

事務局長	國子 慶順	主幹	瀧阪 尚也
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 1 号 令和 7 年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）  
について
- 第 5 議案第 2 号 令和 8 年度相楽広域行政組合一般会計予算について

令和8年 第1回 相楽広域行政組合議会定例会

令和8年2月25日(水)

そうらく衛生センター 会議室

(午後1時30分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。お寒い中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず報告なのですが、2月24日付で、南山城村議会の奥森議長が議員辞職をされましたので、ここに報告をいたします。

本日の会議に欠席の通告議員は、5番、山本翔太議員であります。

ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。

これより、令和8年第1回相楽広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申出がありますので、議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。

代表理事で精華町長の杉浦でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第1回相楽広域行政組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

平素は当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

まず、前回の議会以降の本組合の主な取組の報告でございますが、事前に配付させていただきました令和8年第1回議会定例会業務報告等の資料をもって報告とさせていただきます。

さて、今定例会に提案いたします議案は、令和7年度一般会計補正予算(第2号)、令和8年度一般会計予算の2件でございます。十分御審議をいただき、原案のとおりそれぞれ御可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長 ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、6番岡本正意議員、7番神田高宏議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月17日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。申合せ事項によりまして、質問の時間は1人当たり質問・答弁を含め30分以内とし、通告は含まずに質問回数は3回とし、自席で行っていただきます。

これより通告順に発言を許します。

7番、神田議員、どうぞ。

○神田議員 7番、神田です。

一般質問通告書に基づきまして、質問いたします。2点ございます。

1点目、新庁舎の建設についてです。本行政組合、広域行政組合の新庁舎建設について、設計上、環境面で配慮した内容、メンテナンス（維持管理）を考慮し、工夫した内容はどのようなことですか。例えば、建物の断熱性であるとか、太陽光パネルの設置などについて、設計上の考え方はどのような内容ですか。

2点目です。休日応急診療所についてです。相楽休日応急診療所の受診者数は、令和4年度の1,758人をピークに下がり続けています。令和7年度の上半期も内科・小児科ともに大きく減少しています。ちなみに、6年度の上半期は455人が、令和7年度は上半期305人という資料があります。受診者数減少の原因はどこにあるとお考えですか。改善するための対応策について、どのようにお考えですか。

以上を伺います。

○議長 答弁願います。杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、神田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1番でございます。新庁舎の設計業務でございますが、令和6年度、7年度の2か年事業でございまして、株式会社綜企画設計京都支店に委託をしております。11月議会定例会におきまして、基本設計書を配付し、このたび、議案書とともに実施設計図面を配付いたしました。

まず、環境面での配慮についての検討状況でございますが、庁舎を新築するにあたり、基本設計業務の中で、ZEB化、いわゆる使うエネルギーを極限まで減らし、つくるエネルギーで相殺することで、年間のエネルギー消費量を実質ゼロにする建物とすること

について、検討を行いました。これは新築する建物の延床面積が300㎡を超える場合は、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の規定により、再生可能エネルギー設備の導入義務があること、また、2050年までのカーボンニュートラルの実現を掲げた国の動向によるZEB化の必要性を背景に、国の補助金を活用することを視野に入れたものでございます。

検討内容はZEB化を導入する、しないにおける建築物の空調・換気・給湯・照明設備などの仕様選定及びコスト比較でございます。

その結果、ZEB導入し、補助金を利用した場合と導入しない場合では、導入した方がイニシャルコストで約1,422万4千円の割高となり、導入することで削減できる年間あたりのランニングコストが7万8千円であることを総合的に考慮した結果、法令の規定による最小限の設備を導入することといたしました。

従いまして、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の規定により、再生可能エネルギー設備の導入設置義務が生じますので、太陽光発電を屋根に設置するものでございます。

また、維持管理上の工夫でございますが、設計前段階における議論としましては、建替後の相楽広域行政組合庁舎においては、貸館業務を実施しないことから、平屋建てとすることでイニシャルコストを削減することと併せて、メンテナンス費用についてもできる限り削減することを目指し、計画をいたしました。

この考え方にに基づき、具体的な設計においても、メンテナンス費用の削減を図るため、屋根の形状について検討を行い、維持管理費用が軽減される片流れ屋根を採用いたしました。片流れ屋根とすることで、軒樋のゴミ詰まりを取り除く樋掃除は必要になりますものの、金属屋根の耐用年数が約25年となることなど、他の形状よりもコストが削減できるという観点から採用をしたものでございます。

次に、2番目でございます。休日応急診療所の受診者は、令和4年度の受診者数から減少に転じてございます。令和2年度に新型コロナウイルスが流行したことを受け、受診態勢が整わないことから急激に受診者数が減少したものの、相楽医師会や京都府山城南保健所との調整を経て、本診療所における新型コロナウイルスに対する診療態勢を整えたことにより、受診者数が増加しました。

また、日曜日・祝日・年末年始以外にも、週1回相楽発熱外来を開設したことで、さらに受診者数が増加したものでございます。

しかしながら、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスの疑いのある患者を個人の開業医で診療できるようになったことを受け、本診療所におけます受診者も減少してきているところであり、新型コロナウイルス流行前、いわゆる平時の受診者数に近づいてきているものと考えてございます。

受診者数を増やすことが運営費用を軽減することにつながるものではございますが、本診療所は日曜・祝日・年末年始に比較的軽症な患者を診療する一次救急医療機関でございますので、医療ニーズに全て応えることができない状況があり、二次後送病院である山城総合医療センターを紹介しております。

今後も相楽圏域の住民の皆様にとって、セーフティネットとなるよう、医師会や薬剤師会などの関係機関と連携をしながら、引き続き休日応急診療所の運営に努めたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 神田議員、再質問ありますか。

神田議員、どうぞ。

○神田議員 再質問いたします。1番、2番、まとめてお願いします。

Z E B、難しい言葉をおっしゃいましたが、ゼロ・エナジー・ビルディングですよ。Z E Bっていろんなレベルがあると思うんです。一番低いレベルでもなく、一番高いレベルでなく、中ごろを取られたと理解しておるんですが、Z E Bを考えたとき、それで具体的に太陽光パネル8枚で間違いはないかということですよ。なぜ8枚なのかなっていうあたりを具体的に伺いたいのと、メンテナンスとしまして、平屋建てとか太陽光パネル、片流れというのもおっしゃったんですが、例えば断熱性という意味で言えば、コンクリートが一番いいと思うんですが高いし、壊すときも高い。だから、この構造について、もうちょっとどのような考え、つまり、イニシャルとメンテナンスの関係があると思いますので分ければ伺いたいし、2番目のですね、休日診療所ですが、新型コロナで上がったけれども、今はもう下がったけれども、これで普通なんだという認識なのか、それとも例えば具体的にですね、今会館建替ですので、木津川市の保健センターですか、に仮移転されてるんですが、地理的には保健所のところよりも、どこから行ったによりますが木津川市にとってみたら真ん中で行きやすい場所かなと。この辺は移転してるというあたりの広報ですね、いかがなものかっていうあたり、再度お伺いします。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 失礼します、事務局の國子でございます。それでは、神田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、Z E Bの関係でございますけれども、Z E Bの導入につきましては、今回ですね、基本設計・実施設計業務を委託しておる中にですね、Z E Bの導入可能性の調査というものも盛り込んで委託をした経過がございます。この中でですね、先ほど神田議員からも言っていただきましたとおりですね、うちの場合はニアリーZ E Bというような形の、Z E Bの中でもいろいろとありますけれども、ニアリーZ E B相当を達成するような建物についてという部分と、Z E Bを導入しない場合の比較をさせていただいたところでござい

ます。その中でですね、太陽光パネルがですね、ZEBを導入しないので8枚ということでございます。先ほど代表理事の答弁にもございましたけれども、府の条例によりまして、3万モジュールとですね、3キロワットですので、大体8枚になると。ZEBを導入する場合は36枚を屋根につけようというような形で、ニアリーZEBの場合はそのような内容でございました。しかしながらですね、トータル的に判断して、ZEB化をしないという判断をさせていただきましたので、必要最小限のパネル8枚ということでございます。

それから、断熱性の関係でございますけれども、屋根とか外壁、床の開口部といったですね、そういった外部に接する部分にですね、適切な断熱材ですね、この実施設計図面のほうにも入れてございますけれども、開口部の複層ガラスによる断熱対策を講じるということですね、熱の放出をですね、極力抑えるということですね、冷暖房の必要なエネルギーを低減できるということでございます。また、断熱材、御承知のとおりですね、吸湿しますと、断熱性能が著しく低下するためにですね、防湿シート等で結露対策も行っているというところでございます。

それから、構造の部分でございますけれども、最終的には軽量鉄骨を採用させていただきました。これもですね、令和元年度からの検討の中で、維持管理費用を極力低減させようということですね、併せてインシヤルコストも低減させようというこの2つのことをですね、両立させながらということで、最終的には軽量鉄骨をということで採用させていただいたことによりまして、インシヤルコストの方の低減は図れたということでございます。一方、先ほど言っていたかのように、コンクリート造りだったら、断熱性の部分とかがっていう部分がございますけれども、トータル的な判断をさせていただいたところでございます。

それから、2番目の質問の休日診療所の関係でございます。通常ですね、平成24年の6月から本診療所で開設をさせていただいたところでございます。24年の6月からでございます。最初は800人程度でございましたけれども、平成29年度、30年度、元年頃には1,000人ベースになりまして、令和2年度で一旦コロナが流行しまして、代表理事の答弁にありましたように400人台に落ちました。その翌年度から1,700人、1,500人ということで、現在ですね、昨年度に比べまして1,000人程度ということでございます。

これはですね、仮移転をしているからということで減ってるということにはならないのかなというふうに認識をしてございまして、まず広報につきましては、全て構成団体のホームページ、本組合のホームページも然りです、それで広報をさせていただいてます。受診は基本予約、整理しておりますので必ずお電話を頂戴するということになりません。電話対応する看護師が現在仮移転してて、木津保健センターに仮移転しております

ということで間違いなくアナウンスをさせていただいておりますので、そういう観点からですね、広報部分につきましては適切にできているのではないかという認識はしているところでございます。

以上でございます。

○議長 神田委員、再質問ありますか。

神田委員、どうぞ。

○神田議員 ありがとうございます。

庁舎について、もう既に基本設計は終わり、実施設計も既に終わっていると思います。そういう中ですけれども、一番基本のですね、環境面であるとか維持管理、メンテナンスについて、どのような下での設計だったのかというのを伺いたかった次第です。ありがとうございます。

2番目ですがですね、休日の応急診療所は、現在の受診者数、これはもうこれぐらいでいいんだという認識なのかですね、やはり各市・町・村さん、市町村の広報誌等に頼ってですね、もっと宣伝、されたってということですが、もっと宣伝ということはもう申しません、お任せしますが、現在のこの受診者数で妥当とお考えなのかどうか、もう一度これ最後に伺います。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 では、再質問にお答えさせていただきます。

まず、受診者人数の妥当性でございますけれども、基本的な考え方といたしましては、いわゆる圏域住民さんのための日曜日・祝日・年末年始のセーフティネットというのが大上段にあるということでございますので、仮にほかの診療所に行かれるのであれば、うちの診療所に来ていただきたいという思いは当然でございます。しかしながら、住民さんの健康面の観点からいきますと、いわゆる初期、一次救急にかかる、風邪を引かれるとか発熱とかがないにこしたことはないということでございますので、あくまでもセーフティネットということで考えさせていただいているというのがございます。

人数につきましても、やはり夏場からまだ暑いときはやっぱり受診者数が本当に少ないですね。やっぱり5人であったり、今まで過去には0人のときもございました。ただあくまでもセーフティネットということでございます。ただ、今のこのインフルエンザが流行る11月ぐらいからは、ほぼほぼ25人を超える受診者の方の検査をさせていただいて、診察をさせていただいてる、一番直近のこの間の連休ですね、22、23ですね、37人の受診者を診させていただいたりしてですね、なかなか4時間という限られた診察時間の中では、対応しているのではないかというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長 神田議員、よろしいですか。

神田議員、どうぞ。

○神田議員 ありがとうございます。

2番、くどいように質問いたしましたのは、私自身恥ずかしながら、議員にならせていただくまで、この休日診療所の存在ですね、必要なことは幸せなことなんですが認識していませんでしたので、今のような質問をしました。また引き続き、広報等よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 以上で、神田議員の質問が終わりました。

次に、西山議員の質問に入ります。

4番、西山議員、どうぞ。

○西山議員 西山です。よろしくをお願いします。

相楽会館の建替後とこれからの相楽広域行政組合についてということでお聞きいたします。

相楽会館の解体が終わり、いよいよ建築へと進んでいく状況になりました。そこで、以下質問をいたします。

1、相楽会館の場所は浸水想定地域ということで、重要な書類などは新庁舎の屋根裏収納や一部をこちらのそうらく衛生センター内に保管するとのこと。では、休日応急診療所や聴言センターや消費生活センターで取り扱う個人情報などが含まれる重要書類はどうなりますか。診療所で使用する医療機械等、医療機器等、高額なものはどのように対応するのでしょうか。警報が発令されたときに、事前に保管場所を移動されることも想定されているのでしょうか。

2、8日の深夜から9日にかけての冷え込みで、国道163号や加茂町内でもスリップ事故などにより通行止めや交通渋滞が発生しました。これらはまだ対応しやすいものかもしれませんが、地震などの災害時については、どのように対応することになっていますか。

3、事務局職員は、職員が3人、週4回や週3日、週2日など延べ4人の会計年度任用職員と合わせて7人で日々の業務を行っています。職員の定年は何歳ですか。消費生活センター長を事務局長が兼ねています。新たな事務が増えた場合は、職員の派遣で対応するということですが、今後は後任のことも考えていく時期ではないですか。

お願いします。

○議長 答弁願います。杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、西山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1番でございます。11月の一般質問での答弁でも申し上げましたが、よほど

のことがない限り、木津川の堤防決壊や氾濫の可能性は低いことを想定して設計を進めておりますが、書類の一部を引き続きそうらく衛生センター内に保管を行うことや、新庁舎の屋根裏収納を用いることで、万が一に備えることとしているところでございます。休日応急診療所や消費生活センターで取り扱う個人情報といたしましては、受診者のカルテや相談者の相談カードであり、鍵のかかるスチール製の棚へ収納しておりますが、万が一の場合にあっても、カルテ情報は医事システムのパソコンに、相談情報は相談情報入力パソコンにそれぞれ情報を保存しておりますことから、紙媒体と電子データにより保存しているものでございます。また本診療所は一次救急を担う診療所でございますので、レントゲンやCTなどの高額な医療機器はなく、最も高価なものとして医事システムのパソコン、次に、薬を分ける分包機でございます。水害の警報が発令されるなど事前に把握できる状況であれば、そうらく衛生センターや新庁舎の高い場所に避難させることも考えていかなければならない課題であると認識はしてございます。

次に、2番目でございます。2月8日からの雪によります路面凍結により、職員の出勤にも少なからず影響をきたしたと報告を受けております。地震などの災害時の対応につきましては、構成市町村の災害マニュアルに準じた対応するものでございますが、そうらく衛生センターの対応や休日応急診療所における対応につきましては、別途関係機関とも調整しているところでございます。

最後に、3番目でございます。まず、職員の定年は65歳でございます。現在、本組合が採用している職員が2人と構成市町村からの派遣職員1人の計3人でございます。現在、事務局長が消費生活センター長を兼務しておりますが、本組合におきましては、次長職以上がセンター長を兼務する運用としているところでございまして、11月の一般質問での答弁でも申し上げましたとおり、今後、共同処理する事務の追加などあれば、職員態勢も併せて検討してまいる所存でございます。なお、今後の組合運営や人員配置につきましては、近い将来には職員の退職を控えているところから、検討課題であるという認識はしてございます。

以上でございます。

○議長 西山議員、どうぞ。

○西山議員 再質問いたします。

11月に質問させていただいて、その答弁を聞いた上で、改めて方向性とかも含めてお願いをしているわけです。この質問しているわけです。

書類などは高いところ、あるいはこちらのところということで、あらかじめそういうものには損害を及ぼさないようなことをもう既に対応されているということなんですけれども、先ほどちょっと診療所の部分でいいましたら、紙媒体とそれと電子で保存しているものっていうことがあると思うんですね。ですので、例えば紛失したとしても、デ

一タを引っ張り出せばそれは復元できると、ただし、その紛失の方法がいろんな意味で個人情報流出っていうことになりかねないということで、ちょっと気をつけなければいけないんじゃないかということで質問をしておるんです。

8日の日、本当に各地で出勤ができなかったりとか、職員さんであったり、学校の方でも先生がなかなか、子供たちは歩いてくるからおるんやけども、先生が出勤できてなかったりみたいな感じでいうことがありました。その場合は、あるいは二次災害とかいうことはないわけなんですけど、地震とかっていったときには、こちら今、あと1年間はこの場所を使うという中で、こちらの場所っていったら、反対にここへ到着しにくい、あるいはここにいるときに何かあった場合、逃げるときにちょっと難しいということがあって、この1年間、そしてまたそれぞれの業務が今分散して対応している。そういったときに、どういう形で対応するかってというのは、マニュアル、災害マニュアルによってということなんですけど、独自のものもやはりあの想定しておく、準備しておくべきではないかということで質問しております。そちらの方、また答弁をお願いいたします。

職員さんの部分です。こちらの事務組合、こちらの事務組合自体も特別地方公共団体になったのかな、だから独立しているということの部分で、職員さんをやはり何年置きかには入れていかないと、継続してその業務にあたっていただく方っていうのが不足していくと思うんですね。通常の業務とかで人が足りなくなった場合は、今でしたら精華町の方から派遣っていう、派遣といいますか来ていただいているという形ですが、やはりその部分はすぐにでも対応を考えるべき時期だと思っておりますので、そこはちょっと重ねて答弁をお願いいたします。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、西山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の書類の関係でございます。特に個人情報を含みます診療録、カルテでございます。それから、相談情報の相談カードでございます。この部分につきましては、いわゆるアナログのペーパーベースの分と電子データが当然ありますし、パソコンの中にも入ってございますし、その先のクラウドに当然入っているというような状況で、ペーパー、マシンの中、それからクラウドと3つのリスクヘッジをさせていただいているところでございます。

基本的には通常もですね、カルテ、それから相談カードにつきましては、鍵のかかるロッカーにですね、間違いなく収納させていただいているところでございます。ただ、今は3拠点管理ですので、我々はここで、センターは府の総合庁舎で、木津保健センターに診療所ということでですね、それぞれ3つになっておりますので、そういう部分では慎重にいかなければいけないのかなという部分はございますけども、木津保健センターの事務局、事務室の中もですね、今は施錠させていただいて、基本的にはもう本当に

電気をつけるときしか、市の職員さんも入っていただかないような形で細心の注意を払わせていただいて、個人情報の管理をさせていただいているところでございます。

それから、地震の対応ということでございます。いつ何時、どういう地震が起きるのかは当然分かりませんので、平時からですね、我々組合といたしましても、1つの地方公共団体でございますので、対応は当然考えていかなければならないところでございます。特にですね、我々の共同処理する事務の中で、やはりメインはこのし尿処理施設の運転管理の関係でございます。地震等がございましたら、やはり道路の寸断等も当然想定されるわけでございます。この中間処理ですね、ここで持ち込まれたし尿を処理する。それから、収集・運搬も果たしてここまで来れるのかとかいった部分が懸念される材料ではあると、課題であるというふうに認識はしているところでございます。当然ですね、業者で組合を構成して、この施設の運転管理をされてます京都南部環境事業協同組合し尿・浄化槽の7業者で構成される組合でございます。こちらの方がこの運転管理を担っていただいているということで、この理事長ですね、いわゆる、今でいうとクリーンサービス山城さんっていう会社の社長さんがこの理事長ですね、京南環の理事長をされてます。連絡を常に密に取っていくというようなことと、あとここを委託するにあたってですね、緊急の連絡体制ということで、それぞれ地震のときであったり、火事のときであったりですね、水害、ここは水害はないんでしょうけど、水害も含めてですね、いろいろなパターンの場合の連絡体制については一定の整備はさせていただいているところでございます。

また、休日応急診療所の方でございますけども、本当にそこで受診ができるのかどうかというようなことも出てくるわけでございます。特に、医師の先生がいないと全く診察ができませんので、管理者の管理医師の先生、それから医師会長さん、それから薬剤師会の会長さんとはですね、密にですね、連携を取った上でですね、運営についていろいろ調整をさせていただきたいというふうに考えているところでございまして、構成市町村も含めてですね、関係機関と連携を図りながらですね、これらの課題解決のためにですね、引き続き調整を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、職員の関係でございますけども、先ほど西山議員からも特別地方公共団体、1つの公共団体であるということでございました。うちの共同処理する事務の大きく3つの柱でございますけども、し尿処理、それから消費生活センター、それから休日応急診療所でございます。これらの3つの事務をですね、市町村の分をですね、権能をうちの組合に移管していただいて、うちの方で事務を取り扱わせていただいているということでございます。

職員につきましては、いろいろと団体によっても考え方はあるんですけども、いろい

ろな一部事務組合でも、本当に派遣のみでやられている一部事務組合さんもありますし、例えばこの川向の木津川市精華町環境施設組合さんは木津川市と精華町からの派遣職員さんだけで運営されているという事例もございますし、消防さんはやはり独自ですので消防で採用されてますし、山城病院組合さんも基本的にはプロパー職員がもう大多数を占めているということでございます。本組合におきまして、過去はプロパー職員ということでございましたけども、前事務局長の退職を機にですね、構成団体からの派遣方式に切り替えてきた経過がございます。今後ですね、一番直近でいきますと私がですね、一番近い将来の退職を迎えるわけでございますので、その後のですね、市町村からの職員の派遣も含めて、引き続きですね、まずは事務レベルでの整備も図り、最終的には理事会の方で意思決定をしていただくと、こういう運びになろうかというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員、どうぞ。

○西山議員 いろんなどころと連携してっていうことは必要だと思いますし、それは常からやっていたらいいとは思いますが、ただ、いろんなパターンを想定した方が、直近の地震の起こった時間帯とか、本当にそれによつては大変な被害になったりとか、帰れなくなるっていうこととかも含めてあると思いますので、いろんな意味で想定をしておくべきだなと思うんです。ちなみに、例えばですね、こちらのところに会計年度任用職員さんとかっていうのはそういった災害時には出勤は義務づけられてはないんですよ。たぶん、そんなわざわざ出てきて何かをしてくれってということにはならないと思うので、そういったときには、現時点では局長と、局長が一番近くなるんですかね、お家としたら、そういうのも含めて体制づくりっていうのをちょっと想定をしておいていただきたいと思っております。

先ほどから、診療所の方の個人情報の扱いというところで確認をさせていただきましたが、消費生活センターでも、やはりいろんな意味での個人情報、相談内容とかっていうところの部分で、そちらの方も気になるころではあります。やっぱりそういう部分も含めて、それも先ほどと同じような形でスチール製の棚っていうことでおっしゃったんですけど、そういう形での管理の仕方なのかはちょっと再確認したいと思っております。

やっぱり、今いろんな自治体とか公共団体でも、途中から経験者採用みたいなこともあると思うんですね。新卒で1からっていうよりも、そういうのも含めてやはりいろんなことを知っていただいて、ここの独自の仕事をうまく調整できる方っていうのはやっぱり必要になってくるかなと、どうしても出向というか、来ていただくと、3年から大体通常でも行政の方では同じ場所で5年もおることはないような感じで、いろんなこと

を知ってもらうために回っていくわけなんですけれども、そういった部分がありますので、長く続けていただくってところの部分で必要になってくるんじゃないかなと思うんです。特に医師会とか、先生方とのやり取りっていうのはとても気を遣うところが必要なと思っておりますので、そういう意味ではちょっと答えづらいとは思いますが、今後のことを含めて考えていただけたらなと思います。答弁あればお願いします。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、西山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、災害時の関係ですね、体制づくりですね。組合として体制づくりについてはですね、今後、まず構成市町村、特に所在地が木津川市にございますので、木津川市さんのそういった部分をですね、準用していこうというふうには考えているところではございますけれども、やはり組合独自のいろいろな考え方等もございますので、そういった部分はどういう方策がいいのか、木津川市さんの部分そのまま準用させていただいていいのかということにつきましてですね、幅広にですね、調査研究を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目のセンターのいわゆる相談カードの情報でございます。これもスチール製の鍵のかかる棚に保管させていただいております。

それから、3点目のですね、人事の関係でございますけれども、やはりし尿業者さんもしかりですけれども、特に相楽医師会の先生方とか薬剤師会の先生方というのはなかなか専門職の方はいろいろと御意見、お考えもお持ちな部分もありますので、別に長いこといるからうまく調整できるかっていうことではなくて、その職員の属人的な部分もあるかと思えますし、うまく人間同士ですね、コミュニケーションを取っていけばできない仕事はないのではないのかなというふうには考えているところでございます。なおですね、繰り返しになりますけれども、今後の職員体制につきましてはですね、代表理事の答弁ございましたように、今後の課題という認識はしてございますので、引き続きですね、検討の方を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 以上で、西山議員の一般質問を終わります。

次に、岡本議員の質問に入ります。

6番、岡本議員。

○岡本議員 和東町の岡本でございます。私の方からは、し尿くみ取り手数料の今後の見通し、負担のあり方について質問をさせていただきます。

まず第1に、昨年10月から料金値上げが実施されましたが、この間も物価高騰が止まらず、人件費増が今後も想定される中で、近い将来の再度の改定、値上げ等はあるかどうか、お答えいただきたいと思えます。

第2に、し尿人口や搬入量の減少傾向が続いておりますけれども、これが続きますと手数料収入の減少が当然見込まれてまいります。しかし、住民負担にも限界がございます。今後、収集運搬業務委託経費を手数料のみで充当する方式を続けていくのは困難ではないかというふうに考えておりますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

第3に、そもそもし尿の排泄というのは、人間が生命を維持する上で必要不可欠な生理現象であるとともに、し尿の適切な運搬収集や処理は公衆衛生を保持し、憲法25条が保障する個人の生存権を守る上でも不可欠な極めて公的なものと考えております。よって、し尿の収集運搬経費を全て受益者負担とするのは見直すべきですし、今後適切な公的負担を取られるべきではないかというふうに思いますけれども、お考えの方はいかがでしょうか。

最後に、手数料の負担のあり方につきましては、ぜひ今後見直しを進めていただくとともに、当面やはり深刻な物価高騰から暮らしを守る観点から、当組合とされましても緊急にでもですね、手数料の軽減を検討、実施すべきではないかと考えておりますが、お考えのほうよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長 答弁願います。杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、(1)でございます。今後の料金改定の関係でございますけれども、過去の例では、おおむね7年に一度程度で改定を行っているところであります。し尿くみ取り手数料の積算に当たりましては、公共工事設計労務単価を採用しており、現在、人件費や物価の上昇基調が続いておりますことから、これらの状況を踏まえた積算をする必要がございますので、引き続き、し尿収集運搬業者との協議を進めてまいります。

次に、(2)でございます。し尿くみ取り手数料の原価計算につきましては、人件費と収集運搬に関する車両、燃料及び消耗品費を積算し、年間で1台当たり1日何回の収集運搬ができるかを踏まえて、し尿くみ取り量10リットル当たりにかかる経費を算出しております。従いまして、し尿くみ取り量の減少による、し尿くみ取り手数料収入の減少を、手数料として原価計算に反映させているものではございません。

次に、(3)でございます。し尿くみ取り手数料につきましては、収集運搬にかかる委託経費にのみ充当されております。他の生活排水の処理方式である浄化槽にあっては、汚泥の収集運搬経費が全額受益者負担であり、下水道においても、雨水は公費、汚水は私費の原則により、下水道使用料として受益者負担となっていることから、生活排水の処理方式が異なる中におきましても、負担のあり方については同様の考え方にあるものでございます。令和7年10月からの料金改定の検討においても、負担のあり方について議論を重ねた結果といたしまして、全額受益者負担としたものでございます。

最後に、(4)でございます。手数料のあり方につきましては、先ほど答弁申し上げ

ましたとおり、し尿の収集運搬経費は他の生活排水の処理方式と同様に、全額受益者負担としてございます。物価高対策につきましては、国やそれぞれの基礎自治体において取り組まれるべきものであるとの認識をしてございますが、今後の料金改定にあっても、今回の改定に向けた議論と同様、負担のあり方を踏まえた検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 岡本議員、どうぞ。

○岡本議員 ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

今いろいろな答弁いただいたわけですが、やはり収集運搬業務経費というものを全て今受益者負担で賄うとの考え方をいただいたわけですが、やはり今の物価高騰の深刻さというのは、この値上げを決められた時期と比べましても、格段に大きく深刻になっているというふうに思いますし、そのとき決めたから、もうとりあえず当面ということではなくてですね、やはり今の状況に見合った中で見直しもしていただきたいと思えますし、やはりこのやり方自身にはやはり限界があると同時に、やはり負担のあり方として本当に妥当なのかと言えるかをやっぱり再検討すべきではないかと思っております。

その点で、まず指摘したいのは、受益者や利用者に原因も責任もないことを根拠に負担増を強いるべきではないという点なんです。例えば、下水道の普及に伴うし尿人口や搬入量の減少というのは、これ自身、国や自治体の下水道を普及するという政策判断による結果でありまして、また現在の物価高騰というのも、決して自然現象ではなくて、これによる経費増加も政府の円安政策ですね、これ自身が原因であって、その結果なわけです。少なくとも受益者というか、利用者の側に原因も責任もないわけで、実際どうしようもないというか、そういうようなことが原因で経費が上がってくるという状況があると思うんですね。そこはお認めいただけるというふうに思うんです。それはくみ取り業者さん自身もそうであって、だからこそ、いわゆるこういった業務を進めるにあたって、適切な転嫁を行うようにっていうね、そうやはり国からの指示もあると。それを受けて、その業者さんのその経費の増に対して、適切な補填をするってことをされてきているというふうに思います。それ自身は妥当なことだと思うんです。同時にやはりその受益者というか利用者の側も、その物価高騰などの中で生活が大変になっているという事情がやはりあると思うんですね。そこは全然顧みずに、受益者負担だっただけで賄わせるという考え方にはですね、やはり無理もありますし、今後、先ほどこれまでは7年からぐらいで見直しをしてきたっていうふうに言われますけども、そういう形でやはりどんどんどんどん引き上げられていくなればですね、やはりよっぽど収入が増えない限りは、生活が大変になってくるということは目に見えていると思います。そう

いう点でもやはり受益者負担だけに財源を求めるというやり方は、今後見直されるべきじゃないかというふうに改めて思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただいた内容でございます。確かに物価高騰はしてきております関係です、国の方もですね、適切に、いわゆるそういう委託料に転嫁をしていきましようという通達が京都府自治振興課経由で我々地方公共団体の方にも流れてきているということでございます。それらに基づきまして、適切に原価計算をさせていただいているということでございます。

今まではですね、代表理事の答弁させていただいたとおり、おおむね7年に1回ですね、業者さんの方からも要望書が出てきている経過がございます。そろそろ7年経つので上げてほしいというような内容でございます。減少した、業者さんに対しては減少した分につきましては、ここの施設の運転管理等を受託しておりますので、総合的にし尿行政としての対業者には対応はさせていただいているところでございますし、適切に転嫁させていただいておりますが、今岡本議員がおっしゃっているのは、いわゆる受益者負担の部分に、いわゆる公的負担みたいな、そういうイメージでおっしゃっているという理解はしているところでございます。

先ほど来、代表理事からも答弁させていただいてますように、生活排水の処理方式には3つの形態があるということでございます。下水道、浄化槽、し尿くみ取りということでございます。下水道の汚水部分は私費負担、浄化槽の清掃等につきましても全額受益者負担ということでございます。し尿処理につきましてもですね、全額受益者負担とさせていただいているというところでございます。しかしながら、ここの施設の運転管理につきましてもですね、いわゆる税金の方で運転管理はさせていただいているというような内容になっているというところでございます。

今回、令和7年10月からの128円から143円の改定に向けましてもですね、受益者負担、全額受益者負担が必要かどうかという観点からもですね、事務レベルからそういう検討はさせていただいたところでございます。しかしながら、先ほど来申してますような、生活排水の処理の形態によりまして、公費負担を入れるということではなくて、同じような形の整理をするのが必要ではないかというような形です、事務レベルでも一致いたしまして、最終的には理事会の方でも意思決定をいただいて、先般のですね、2月議会、前々回のですね、2月議会に提案をさせていただいて、今日に至っているというところでございます。今後ですね、また毎年のようにですね、公共工事の設計労務単価も上昇しておりますので、毎年原価計算はさせていただきながら、業者さんの組合の方と業者の方とですね、引き続き協議をしていく、し尿くみ取り券方式を

採用させていただいておりますので、毎年変わると、毎年またくみ取り券を入れ替えたりしなければいけないとかいうようなことも出てまいりますので、そういった部分も含めて、概ね中長期のスパンで料金改定をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長 岡本委員、どうぞ。

○岡本議員 それでですね、もう一つの観点で言いますと、3つ目の質問で触れましたように、やはりこのし尿の問題と申しますか、排泄っていう問題自身は、人間の、人間に限りませんけども、人間の生命維持に不可欠な生理現象であることである、それから、そのし尿の適切な収集運搬と処理というのは、公衆衛生保持に不可欠な業務であるということとともに、結局それは人権を守るということにもつながってるっていうふうに思います。よって、やはりそのし尿の収集運搬業務というのは、例えば一般のサービスということではなくって、お金があるから受けられるとか、ただないから、払えないから受けられないとかいうようなものではなくて、誰もが人間らしい生活を営むために、最低でも軽減になったんで安心して利用できるとするのが、こういった業務を営む行政の責任だというふうに思うんですね。その辺の御認識はおありだと思いますけども、ちょっとそこはそういう認識についてちょっとお聞きしておきたいと思うのと、やはりその全額受益者負担というのは、これだけやはりその公的な業務であるにもかかわらず、行政自身の負担というかっていうものをこの部分では放棄をして、住民の皆さんにある意味今後過度な負担を強いることにもなっております。これはやはり財源的にも、事業者の安定的な経営にも矛盾するというふうに私は思います。やはりそういう公的な責任を果たしていただくためには、全て受益者負担ということではなくて、やはりその公的な責任にふさわしくですね、一定の公的負担を今後やっぱり採用していただくということが、先ほど私が認識を取りました関わりからもですね、今後はやはりしっかりと検討いただくべきではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 では、岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、認識の部分でございますけども、いわゆる人間らしい生活っていうことで、低廉な負担を、というところでございますけども、当然いろいろな考え方はございますけども、そういった部分については、それぞれの市町村における福祉の施策も当然ございまして、うちの組合の守備範囲といたしましては、し尿の収集運搬と中間処理という共同処理する事務であるということでございます。幅広にですね、全ての行政事務を本組合で取り扱っているわけではございませんので、その部分につきましては構成団体と申すね、この料金の設定、負担のあり方については協議をしながらですね、最終的に取りまとめてきているという経過がございます。それぞれのですね、構成団体さんにおかれ

ましても、福祉施策も取り組まれているという部分もございますので、そういった部分の対応も1つの考え方なのではないのかなという認識はしているところでございます。

今後ですね、繰り返しになりますけども、次の改定も踏まえてですね、そのあり方についても今回と同様ですね、その部分のまず議論をさせていただいて、金額についてもこうなるよという部分と2つの両方ですね、議論は引き続き議論を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 岡本委員、どうぞ。

○岡本議員 ありがとうございます。

最後になりますけども、この値上げというか改定を議論いただいた、そのし尿くみ取り手数料改定についてという文書も読ませていただきましたけども、その中にですね、し尿処理手数料の改定についての基本的な考え方という中で、京都府内においては、一部行政負担をしている自治体もありますというふうにあります、行政負担そのものは別に判断で可能だというふうに思いますし、あくまで組合や各自治体の判断次第だというふうに見ても考えております。過去から全額受益者負担としてきたからというね、思考停止というか、そういう前例踏襲ではなくてですね、やはり先ほどからの繰り返し言っておりますけれども、やはりかつてない深刻な物価高騰で、かつてない不況にある管内の住民生活を踏まえてですね、行政負担の対応をやはり検討すべきだということを重ねて要望したいというふうに思うんですね。一応先ほどもう一度確認しておきたいのは、先ほど言いましたように、一部行政負担の自治体があるってということでもありますので、もうその判断自身は組合自治体の判断次第だということでは間違いはないかということを確認したいのと、財政的にはですね、値上げによる影響額というのは、8年度ベースで427万5千円というふうに伺っておりますけども、これは各市町村にとって決して補填できない額ではないということも事実だと思います。ですから、やはり政策判断で対応できる範囲だというふうにも思います。ですので、やはり今回の値上げ分への対応も含めてですね、今後の料金の見直しに当たっても、この全額受益者負担を見直すということは排除せずにですね、やはりその管内の住民の皆さんの暮らしを守ることと、それからやはり公衆衛生というのはね、先ほどいろんな考え方があるって言われましたけれども、やはり憲法25条に基づく、やはりその生存権のね、保障に関わる問題だと思うんですよ。要は、それはお金があるから、ないからとかいうことでくみ取らないよとか、くみ取るよとか、そういう問題ではないと。それはその個人の方の人権を守るためにも、またやはりそういったことをちゃんと適切に処理することで、地域の公衆衛生を守るという、やはりその法的なやはり役割があるわけですから、やはりそういう観点もやはり、もう一度やはり検討いただいてですね、この全額受益者負担っ

ていうのは今後見直していただく方も含めて、見直していただきたいと思いますので、その辺をもう一度最後にお願いしたいと思います。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

確かに岡本議員おっしゃるようにですね、行政負担する、公的負担を入れるということにつきましては、それぞれの自治体の判断になろうかということでございます。私どもですね、今回の7年の10月からの改定に向けてですね、全くこのことを議論せず、全額受益者負担にしたわけではないということは改めて申させていただきます。いんですけれども、いわゆる市町村における様々な手数料であったり、使用料であったりとあるんですけれども、それらをどういう形で受益に応じた負担をされているのかということですね、調査も当然させていただいております。それらを踏まえた中でですね、最終的にここの結論に至ったということでございますので、私どもですね、今427万程度ですかね、128円から143円の年間の上げ幅ということでございます。我々組合の職員立場からいきますと、市町村の負担金をですね、1千円でも安く抑えていくっていうのもミッションの1つであるという認識をしておりますので、財源は無尽蔵にあるものでもございませんのでですね。私が今預かっているミッションは、組合行政を運営するにあたって、市町村の負担を少しでも下げるということにも主眼を置いて、日々業務に取り組んでいるところでもございますのでですね、次回の料金改定の段階にあたりましても、負担のあり方を含めて議論はさせていただくということだけはお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 以上で、岡本議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで、14時45分まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは再開いたします。

日程第4、議案第1号、令和7年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、令和7年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、令和7年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第2号)を別添のとおり定めます。

令和8年2月25日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和7年度一般会計予算から、歳入歳出それぞれ179万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,261万1千円とするものでございます。

歳出では、一般管理費及び商工総務費で職員人件費に係る増額を、一般管理費、し尿収集運搬経費及びそうらく衛生センター運営経費の不用見込額及び予備費の減額の補正を行うものでございます。

一方、歳入では、市町村分担金及びし尿処理手数料負担金を減額するとともに、浄化槽汚泥投入手数料、前年度繰越金及び預金利子の増額補正を行うものでございます。

また、新庁舎新築工事の債務負担行為補正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

岡本委員、どうぞ。

○岡本議員 1点だけお伺いします。

し尿処理、し尿収集運搬経費の業務委託料196万4千円減額ということで、約3.4%ほどの減額幅というふうに思っておりますが、現時点での搬入量の見込みを下方修正されまして、委託料も減額補正されておりますけれども、その見込みの根拠であるとか、また当初よりも減少傾向に至った原因については、どのようにお考えでしょうか。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、今御質問いただいたとおりですね、し尿の収集運搬業務の委託料の減額の理由につきましてはですね、令和7年度の12月末までのですね、実績を基にシミュレーションをして、1月から3月まで算出をしております。その結果ですね、当初予算、令和7年度の当初予算は4,229キロリットルの計画、予算化の根拠の数字をしておりますけれども、実際ですね、そのシミュレーションをいたしますと4,090キロリットルということで、139キロの減ということでございます。

今後ですね、し尿収集量の見込みでございますけれども、ちょうど令和6年度に策定をいたしました生活排水処理基本計画におきまして、今後の相楽管内におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みをシミュレーションしているところでございます。この計画の15年後でいきますと、令和21年になりますと令和6年度比で約38%の減少というふうになる見込みということでございます。

このような形で、あとその理由ですね、減少した理由はですね、いわゆる下水道への接続、それから浄化槽への切り替えというものが考えられるわけでございますので、そ

れぞれの市町村においては、下水道計画のない団体さんもございますので、その団体につきましては浄化槽に切り替わる。あと、東部町村さんもしかりですけど、西部の方でも旧村は特にそうなんですけど、自然減の部分もあるというのが最近の状況であるという認識はしているところでございます。

以上でございます。

○議長 岡本議員、どうぞ。

○岡本議員 ありがとうございます。

最後に、一定この収集運搬経費というのは、いわゆる、くみ取っていただいている業者さんの必要経費として、一定計上されてきているというふうに思うんですけども、全体の3.4%で、大体200万程度の減額ってということなんですけども、それ自身は業者さん自身の経営への影響というのは、なければそれでいいんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 では、再質問にお答えさせていただきます。

業者さんの経営の影響でございますけども、業者さん自身はですね、し尿の収集運搬業務だけではなくて、浄化槽汚泥の清掃業ですね、これもうちの組合の方から許可させていただいて、浄化槽の清掃業務も担っておられるということです。併せて、ここのし尿処理施設のですね、中間処理施設の運転管理もですね、業者で組合を作られて担っていただいているということでございますので、経営に対する影響はないのかなという判断はしているところでございますし、毎年委託契約は更新手続を業者さんの方から申請書を出していただいています。そのときに決算書であったり、個人事業主であれば青色の申告とかですね、そういったものも提出いただいています。それを見させていただく限りはですね、経営的にもいけるのではないのかなという判断をさせていただいているところでございますけども、経営の判断の専門家ではございませんけれども、そういう見立てはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

西山議員、どうぞ。

○西山議員 概要の方をいただいている、附属資料の方がわかりやすいかもしれませんが、補正予算の内容ということで、事務局運営共通経費のところ、派遣職員の給与という形で増額がされています。当初の予算から言いましたら、2人からスタートしていたと思うんですけども、これが増員されたのか、あるいはその業務内容に変更があった増額となったのかっていうところの部分でちょっと説明いただきたいと思うんです。お願いします。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、西山議員の質問にお答えさせていただきます。

補正予算の附属資料の1ページの上段の事務局運営経費の部分の負担金及び交付金119万5千円の増ということでございます。これは、精華町から本組合に派遣されています職員1人分の人件費でございます。増額の要因でございますけれども、うちの組合職員につきましては、11月の組合議会において、給与条例と併せて補正予算を上程させていただいたところでございます。精華町から派遣される職員につきましても、派遣元で当然給与改定受けておりますので、その部分ですね、いわゆる給料、職員手当等、共済費ですね、ここの部分の増額をさせていただいているということでございまして、1人分でございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ、議案第1号について採決を行います。採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。よって、議案第1号、令和7年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第2号、令和8年度相楽広域行政組合一般会計予算についてを議題とします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、令和8年度相楽広域行政組合一般会計予算について、令和8年度相楽広域行政組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

令和8年2月25日提出、相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和8年度一般会計の予算総額を6億9,500万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、分担金及び負担金が3億9,582万6千円、相楽会館建替事業に関する組合債で2億7,160万円でございます。

一方、歳出の主なものとしましては、相楽会館建替事業に関する関係経費を含む総務

費で4億3,194万2千円、衛生費で2億4,592万3千円、商工費で1,587万1千円でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

西山議員、どうぞ。

○西山議員 まず、予算書18ページ、衛生費の委託料で、資料で言えば11ページになります。前年より増額の理由をお願いします。昨年の7年度の予算書と見比べたときに、6精密機能検査295万9千円、7長期包括的運營業務委託見積精査554万円などがあつたんです。これでも合わせて750万ぐらいだったんですが、その項目がなくて、こちらの委託料の方が増額になっています。その御説明をお願いします。

2つ目は、資料で言いましたら、9ページの休日応急診療所運営経費の特記事項と12ページの消費生活センター運営経費の事業内容に、ホームページの活用ということが書かれております。ただ、ホームページ用の予算計上はされておられません。以前にもちょっと指摘はさせていただいたんですが、このホームページの充実が必要だと思うわけです。先ほど、一般質問の中でもあつたように、休日応急診療所は予約のみということで、ホームページを見て空いている日とか、小児科であつたり、内科であつたりっていうのを確認した上で、予約の電話を入れるとかがつていうことになってます。やはりちょっとホームページの方の充実っていうことが必要だと思うんですが、そちらの方がありませんでした。そういったところの部分でちょっと御説明をお願いいたします。

3つ目は、予算書でいうと5ページの地方債の部分です。会館の建替事業のことなんですが、資料の25ページに建替のスケジュールっていうのが出ております。最近入札不調というのが時折ありまして、そういった意味で金額とかが、入札不調によって再度額を上げて入札をかけたつていうことがあるわけです。例えば契約に至っても、その後資材の方の納入遅れとかで工期が延びたりすることがあります。そういった意味での対応等はどうなっているのか、想定はある程度してらっしゃると思いますが、そちらの方をお願いします。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、西山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書のですね、18ページのところでございます。委託料の衛生費の清掃費のし尿処理費委託料の増額ということでございます。項目自体は2つ減っていますが、額が増えているという内容でございますけども、ここの12節の1番のそうらく衛生センター長期包括的運営の業務ですね、ここの施設の運転管理の項目でございます。これが1億4,611万4千円を計上させていただいているところでございます。令和7年

度につきましては、1億2,200万の予算額でございましたので、その部分が大きく増加している要因であるということでございます。

それから、2点目でございますが、ホームページの活用というのが、予算の附属資料のところに記載はしているけれども、予算が出されていないということでございます。あくまでもここに記載させていただいている内容につきましては、現行のホームページの仕組みの中です、タイムリーに情報を発信していくということで活用していくということでございます。11月議会の一般質問でも、西山議員の方からホームページの関係、それから高岡議員の方からは、いわゆるそういうSNSを使ったというようなことで御質問もいただいたところでございます。そのときも答弁申し上げましたが、構成団体の状況であったりですね、いろいろとやれば本当にすごいやっぱり時間も手間もかかりますので、どういう形でやるのがいいのかということについてもですね、引き続き調査・研究を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の関係でございます。相楽会館、新庁舎の新築の関係でございます。予算といたしましては、この皆さんお手元に配らせていただいた予算書ですね、ページ数でいきますと、14ページのところにですね、記載をさせていただいているのが、相楽会館の建替事業費です。この14ページですね、14節の工事請負費で3億5,767万6千円を予算計上させていただいております。ページの1ページ下がっていただきまして、15ページの上段の説明欄のところの14節の1の新庁舎新築工事の部分でございます。これが3億5,739万4千円の予算計上させていただいているところでございます。この予算計上をするにあたってですね、どのように積算をしているのかということもございますけれども、通常ですね、工事費でございますので、工事の関係で建築の部分であったり、電気の部分であったり、機械の部分の予算をそれぞれ計上はさせていただいているところでございます。そこにですね、物価上昇率をですね、10%見込ませていただいております。この10%につきましてはですね、いわゆる基本設計・実施設計をする業者が金額を出してまいります。それを踏まえて、我々職員、技師がおりませんので、京都技術サポートセンターさんの方にですね、そういった支援業務を委託しています。その京都技術サポートセンターさんの方から、現行の上昇状況を見ますと、物価上昇見ますと10%程度は見ておかないと、西山議員おっしゃったように予算不足を来す可能性もあるということもございますので、10%を見越して計上をさせていただいているところでございます。

それから、資材の調達もなかなか難しいというのも、構成団体さんの公共工事もいろいろと聞かせてはいただいているところでございます。今回、うちの新築工事につきましては、軽量鉄骨の建物であるということと、基本的にはシンプルな建物であるということで、工期は10か月ということで、現在の基本設計・実施設計の業者の方からもで

すね、10か月でいけるのではないかということではいただいているところでございますので、何があるか分からないっていうのは当然でございますけども、現段階では10か月の工期で、令和8年度中に、この工事を終わらせて、今3つに分かれているそれぞれの機能を1つに早く集約して、行政を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員、どうぞ。

○西山議員 ありがとうございます。

1つ目のところで、昨年よりも少し上がった額で計上していただいているということで、計算割り戻したら20%ぐらい増やしているわけなんです。その額が増えているから、そんだけ1,671万円増額になりましたではなくて、その増えた理由っていうのをちょっともう一度御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

2つ目のところですよ。ホームページの部分なんですけどね、前回も指摘はさせていただいたんですけど、これなかなか取りかかろうと思ったら大変だと思いますし、予算のかかるものではあるんですけども、やっぱり一番最初のところには、相変わらず相楽郡広域事務組合っていうのが書いてあって、ネーミングは変わりましたとは書いてありますけど、検索してヒットしたときに、そこがやっぱりまずは直っていないっていうのと、あと今日改めて見たんですけど、新着情報っていうのが書いてくださってるわけです。それには、こういう建替をしますよとか、休日応急診療所の2月、3月の空いてる日はこうですよとか、いろんな大事なものが新着情報というところには載ってはいるんですけども、新着情報なんですけど、ちょっとずっと下へ見ていたら、一番最初の分が2018年の2月18日の分から入っているわけなんです。いつまで経ってもそれらは本来だったらどこか違うところへ入れて、新着、本当に例えばこの1、2、3月で知っておいてほしいものみたいな感じのことを書く必要があるんじゃないかなと思っているわけなんです。だから、やっぱり今いろんな意味で、ホームページとかそういうもので情報を持った上でアクセスしてくるっていうことがありますし、その部分はもう少し早めに、もうちょっと協議をしていただきたいと思います。なかなかそれができていないし、やろうと思ったら大変だとは思いますが、ぜひ代表理事も含め、理事の方たちもそれをちょっと考えていただきたいと思います。

3つ目の部分は、物価上昇率10%ということで、一応余裕を持った予算ということになっています。これきちっと決まって、問題なく進んでいただきたいとは思いますが。その上で、もうこれ以上、設計の段階の話は言えないんですが、前回指摘したように、トイレの数が少ないんじゃないかなと思っておりまして、トイレのドアが中折れ式だと小スペースになるわけなんです。そういったところで少し考えるべきじゃないかなと

いうことで、それはちょっとまずお伝えします。

あと、防犯カメラっていうのが、ちょっと私この資料でよう探しきらなかったんですけども、建物の部分では、今回はそういった意味での、その防犯という部分が対応できていたかどうかっていうのをちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、西山議員の再質問にお答えさせていただきます。すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。

まず、し尿処理場ですね、この長期包括のですね、予算が増えた理由でございますけれども、恐れ入りますが、皆さんのお手元にお配りさせていただいております資料集でございます。こちらを御覧いただきたいんですけども、こちらのページ数でいきますと本当に1ページ目のところでございます。令和8年度から令和10年度までの3か年のここの施設の運転管理に要する経費を計上させていただいているところでございます。

1) 施設運転管理費から7) 法定点検等委託費まででございます。やはりですね、先ほど来議論になってますように、人件費の上昇がですね、やはり非常に大きいということで、ここの施設運転管理費が大幅に増加しているというのが現状でございます。

併せて、6) 修繕費の部分でございます。ここの修繕費の部分につきましてもですね、前回の令和5年度から7年度の3か年の契約期間の修繕費よりも上昇しているということでございます。それには2つの要因がございまして、資材の高騰によるものが1つでございます。それから令和3年度から基幹改良工事をして、供用開始してございますけれども、それからやはり5年経過してきているという部分で、いわゆる修繕しなければならない部分の工事項目も増えてきているという大きな理由が、2点ございます。これらによりましてですね、大幅に増加しているということでございます。

今申しました関係の資料がですね、恐れ入りますがページめくっていただいて、2ページ目でございます。ちょっと横になってございますけれども、この資料で見ただけならば、一目瞭然でございます。左側につきましては、今の現行の長期包括の契約の3か年の契約。右側が、令和8年度からの3か年の契約ということでございます。3億7,400万円からですね、4億3,800万に増加しているということで、その理由につきましては今申したとおりでございます。ただ、この4億3,800万につきましてもですね、いわゆる令和7年度予算つけていただいて、見積精査業務というものをさせていただきました。受託予定者の見積をですね、日環センターさんの方で査定をしていただいたということでございます。その部分でですね、当初出てきた、それが3ページの方に記載させていただいてございまして、京都南部環境事業協同組合から出てきた見積につきましては、6億1,800万を超えておりました。これを見積精査することによりまして、4億3,800万オーダーに削減できたということでございます。

続きまして、ホームページの関係でございます。これも御指摘いただいたとおり、確かに2018年の部分が一番新着情報の下にあるっていうのは、私も認識しております。ちょっと言い訳っぽくなるんですけども、新着かつ重要なものをトップページに置かせていただいているという意味もあるということでございますけども、新着情報って書いておりますので、そのあたりの取扱いについては、通常のパナーのところに格納するであとか、いうことを考えさせていただきたいと思います。なおですね、今後ホームページのあり方につきましてもですね、事務局でまず案を考えまして、幹事会の方でもですね、議論をさせていただければなというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、トイレの数の件でございます。前回の11月の一般質問でも御質問いただいたところではございますけども、いわゆる同じ答弁にはなってしまいますけども、現行のですね、労働安全衛生規則に定められた設置数以上のですね、トイレの方は計画はさせていただいているところでございます。併せてですね、性別問わず御利用いただけます、いわゆる多目的トイレも設置するということになっておりますのでですね、全ての人にとって、利用しやすいトイレの設置数であるという認識はしてございます。ただおっしゃるように、今引き戸の設計にさせていただいてますけども、中折れ式にすればもう少しスペースを有効に活用できるのかなという議論もあるわけでございますけども、全体ですね、設計のバランス等も踏まえまして、最終的には基本設計で固めさせていただいて、今回お配りさせていただいた実施設計図面のとおりで進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから最後に、防犯カメラの関係でございますけども、ちょっと恐れ入りますが、実施設計図面をですね、見ていただければありがたいんですけども、これのですね、後ろからE-09という、弱電設備平面図というのが、後ろから3枚目にございます。ここにですね、防犯カメラの関係をつけさせていただいてます。3か所に防犯カメラを設置する予定ということでございます。相楽会館をイメージしていただければありがたいんですけども、いわゆる正面の入口のところですね、北側からの部分の入口のところには1か所、一番南側の入口のところに1か所、それからこの図面でまいりますとですね、左の下の方に薬局とか受付事務って書いてある休日診療所のスペースがございます。この前の廊下のところにですね、1つですね、防犯カメラを設置する予定ということで計画をさせていただいているところでございます。防犯カメラにつきましてはですね、議論はさせていただいたんですけども、特に休日診療所を担っていただく医師会さんであったり、薬剤師会さんの方から、この薬局の前とかはつけてほしいという要望でございましたので、ここに1つつけさせていただいて、合計現段階では3つですね、3か所設置する予定ということでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員、どうぞ。

○西山議員 1つ目のところ、すみませんでした。私ちょっと、今年、8年度までがあれかなと思ってたもんですから、申し訳なかったです、確認不足でした。ちょっとね、金額が大きいけれども、それだけいろんなものが高騰している、人件費も必ずかかってくるものだということがあるので、これは致し方ない部分だろうと思っております。

ホームページも、できるだけそういった形でとっつきやすいもの、少し見やすくして、この3つのうちの、大きな業務の3つのうちの応急診療所と消費者センターというのはそういうふうにアピールをすることで、スムーズな利用と、それと今また詐欺の電話とかいろいろ入ってるようですし、そういった意味ではとても重要な部分であると思しますので、ぜひともお願いしたいと思えます。

建物の方は確認いたしました。スムーズに入札が終わって、早めに工事がきちっと進んでいくことを願っておりますし、それまで1年間いろんな場所へ行ったり来たりとかしていただかなあかんことが起ころうかなとは思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありますか。

岡本議員、どうぞ。

○岡本議員 一般会計の16ページの休日診療所の関係と、あと18ページからの消費者センターの関係で少しかけていますけれども、いわゆるこの資料集を見ておりましたときに、例えば消費者センターの相談件数では、木津川市と精華町で約93%を占めておりますし、東部3町村の合計でも4.7%になっておりました。あと休日応急診療所の受診者数では、木津川市と精華町で93.2%、東部で3.1%ということで、数字的に見ますと、相楽西部地域での9割は極めて高い状況になるということはあると思えます。これは人口の比率であるとか、またアクセスの関係とかあるとは思いますが、その辺の人口比からしてもちょっとやはり少ない状況はあるというふうに思っておりますが、その辺の状況についてどのように見ておられるかっていうこととですね、やはり先ほど来出ておりますけれども、いわゆる先ほどは一般質問でも、やはりその立場に立って初めてこの存在を知ったみたいだね、話もありましたけれども、多くの皆さんもそういうところあると思うんですよね。ですから、やはりそういった事業や場所の周知であるとか、あと情報発信のあり方なども含めてですね、もちろんこういったことは、先ほど言われましたように、いざというときのものですから、利用しないに越したことはないというのもあるんですけれども、ただやはりいざというときにちゃんと使えると、知ってるということも大事ですので、その辺の改善の方向ですね、周知等ですね、ところをちょっとお考えを聞かせてもらいたいと思えます。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、休日応急診療所並びに消費生活センターのいわゆる受益の受け方という内容でございます。当然ですね、人口比はさることながら、地理的な、位置的な状況も大きな要因ではないのかなというふうに考えてございます。特に木津川市さんの住民の方につきましては、市民の方につきましては、人口比以上の受益を受けられてるというような内容であるということでございます。岡本議員のほうからは木津、精華で一くりにされましたけど、精華町も人口に比べれば、受益が少し少ないというような統計上のデータも出てきているということで、やはりその所在地に大きく左右されるのではないかなというふうに分析をしているところでございます。

それから、その次ですね、そういう施設の存在をですね、どういうふうにPRをしていくのか、どういう工夫をしていくのかということでございます。特に休日応急診療所につきましては、執務いただく先生方の医師の先生、薬剤師の先生のクリニック並びに薬局にですね、チラシを置かしていただいたり、アナログな方法なんですけどもさせていただいて協力はいただいているところでございます。随時なくなったらまた持ってきてね、ついでのとてき持ってきてねというようなオーダーも入りますので、少なからずそこで、各クリニックに開業医院受診された方が持って帰っておられるのではないかなというふうに認識はしているところでございます。

消費生活センターにつきましても、構成市町村さんにおかれまして、いろいろと特に秋頃にお祭りをされているわけでございます。そういったところに消費生活センターのブースを出させていただいて、啓発活動をさせていただいておりますし、また先ほど来出てますように、情報発信のあり方ですね、ホームページであったり、SNSについても、引き続き調査・研究はさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 岡本議員、どうぞ。

○岡本議員 ありがとうございます。

今言われましたように、いろいろ地域によって、どうしてもやはり木津川市はご当地にありますから、活用しやすいという状況もありますし、致し方ない面もあるんですけども、やはり消費センターのそういう相談にしましても、この間やはり都市部、農村部かわらね、詐欺等の被害というか、そういった働きかけっていうのは増えている状況があるというふうに思います。そういう点でもやはりニーズとしては大きい面があるというふうに思いますし、それは休日応急診療所につきましても、やはりこの間のいろんな感染症がですね、大変流行しやすい状況もある中で、そのニーズ自身は大変高い

っていう面もありますので、あらゆる手段を持ってですね、その存在の周知、また役割の周知っていうものを強めていただきたいというふうに思います。

次に、休日応急診療所の関係なんですけども、先日ちょっとふとしたSNS等の投稿にですね、休日診療所への電話がなかなかつながりにくいといった投稿を目にしました。30分ぐらいかけ続けたけどなかなかつながらないみたいな話だったと思うんですけども、いわゆる先ほど言われましたように、インフルエンザなどの感染症が流行っている時期でもありますので、大変この間御苦労いただいたという状況があったというふうに思いますし、その中での起こっていることだというふうに思うんですけども、ちょっと確認なんですけど、いわゆるそういう先ほど言われたようにもう1日誰も来ないっていう時期もあれば、たくさんの方が来られるという時期もあるっていう話なんですけども、そういった通常期というか、平穏期というものと、感染症流行期、そういったものの診療体制としてはですね、特に何か体制上違いがあるのかないのかですね。例えば、流行期はもういっぱい来はるから、体制も強化してるとかいうことなのか、それとも一定体制は同じだけど、そのときに対応するということなのか、その辺ちょっと確認の説明をお願いします。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 では、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

消費者被害等も当然複雑多様化してきておりますので、未然防止も消費生活センターの役割ということでございます。圏域住民の皆さんの期待に応えられるようなですね、センター運営を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の休日応急診療所の関係でございますが、確かに現在、電話がつながりにくいです。回線、2回線しかございません。基本、看護師が電話を取るような運用をさせていただいております。しかしながら、看護師2人体制ですので、ある時間になりますと検査が始まり、診療始まりますので、診療介助、医師の介助に入るといことと、この時期であれば、患者さんのいわゆる検体採取ですね、それも看護師が担っているということでございます。体制につきましては、いわゆるそうなると電話1人しか出れなくなりますので、今のこの流行期につきましては、事務の職員を1人増員して、電話対応させていただいているということでございます。あと、年末年始につきましては、看護師は3人に行っているということでございます。それ以外のスタッフにつきましては、基本的には閑散期であろうが、冬場の流行時であろうが変わらないということで対応させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長 岡本議員、どうぞ。

○岡本議員 最後になりますけども、今のお話よく分かる話なんですけども、今後新し

い施設をつくられて、応急診療所も新しい施設で業務されていくというふうに思います。施設が新しいからといって、その体制がどうなるかはまた別の問題かもしれないんですけども、やはり閑散期というか、平期といいますかね、いう部分と本当にもうどんどん来られるというね、そういう感染症等がやはり流行している時期っていうのは、やはり対応自身が変わってくると思うんですよね。ですので、やはりその辺はちょっと医師会とか、いろんな関係いただいている機関とも相談はいると思うんですけども、やはり一刻を争う方も中におられるというふうに思いますので、時期によってはやはり一定医師の体制も含めてですね、診療体制をやはり強弱つけていくというか、必要なやり方をしていくということも今後必要じゃないかというふうに思いますけども、その辺の今後の考え方とかっていうのがありましたらお願いしたいと思います。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、再々質問、お答えさせていただきます。

今いただいた御意見につきましては、休日応急診療所の運営につきましては、医師会、薬剤師会、それから山城総合医療センターの小児科部長さん、それから構成市町村、それから精華消防と相楽中部消防の担当課長が入る、相楽休日応急診療所運営委員会という組織がございます。こちらは診療所の運営についての協議をする場でございますので、そういった課題があるということは常々、私ども事務局としても提案はさせていただいているところでございますけども、また引き続きその委員会の中でもそういった御意見を報告・共有させていただいて、どうあるべきかということについて協議を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

高岡議員、どうぞ。

○高岡議員 先ほどから、建替事業に係ります質問でですね、予算書でいいますと、ページが13から14あたり、附属資料で申し上げますと7ページなんですけど、この入札の方法を見てますと、スケジュール間を見てますと、建設工事及び監理業務の入札というところが示されてるんですけど、施工監理のことだと思うんですけど、こちらの方で、一般的には僕が思うのは、工事業者さんとの監理する施工監理の業者があまり親しく良くないというところがあると思うんです。その辺はもちろん承知の上でこの入札の方法を選ばれてるとかいう点をまず確認させていただきます。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 それでは、高岡議員の質問に簡潔にお答えさせていただきます。

及びでつないでございますけれども、当然入札行為自体は別物でございますし、そういった懸念はない、同時にセットでやるということではなくて、当然工事は工事で入札

しますし、監理は監理で入札します。工事の方は木津川市及び相楽郡のほうに事業所のある業者さんを対象にさせていただきますし、それ以外の部分はうちの組合の方に出てる分ということでございます。

以上でございます。

○議長 高岡議員、どうぞ。

○高岡議員 そしたら、確認だけなんですけど、この監理業者というのが普通は原価の監理したり、スケジュール、建替のスケジュール監理したり、原価が上がれば、そのときにまた補正なりの監理をされるというふうな流れになると思うんですが、その辺だけ確認させてください。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 今、高岡議員からおっしゃっていただいたとおりですね、そういった監理業者等がそういう提案を我々事務局の方にさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

森本議員、どうぞ。

○森本議員 一点、18ページですね、衛生費の負担金のちょっと細かい点なんですけれども、18節の負担金、大阪湾フェニックスセンター4万4千円と、2番目が伊賀市環境保全負担金というのが26万あるんですけども、特に2番目のですね、要は、川上というか上流にあるところに、なぜ負担金を払う必要があるのかなというのは、ちょっとそこら辺の疑問がありまして、内容を御説明お願いいたします。

○議長 事務局長、どうぞ。

○國子事務局長 そうしましたら、森本議員の質問にお答えさせていただきます。

18節、2番目のですね、伊賀市環境保全負担金、伊賀市のほうにですね、負担金支払ってございますが、ここの処理施設でし尿及び浄化槽汚泥が搬入されて、いわゆる汚泥を絞ります。以前は、その汚泥をここで、小型廃棄物焼却炉で焼却しておりましたが、基幹的設備改良工事後の脱水汚泥を伊賀市のリサイクル施設に搬入しております。その関係で1トン当たり1千円の分の予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ、議案第2号について採決を行います。採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第2号、令和8年度相楽広域行政組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

○西議員 議長、動議出したいんですけど。

○議長 西議員、どうぞ。

○西議員 発言の訂正・削除を求める動議なんですけど、いいですか。

○議長 はい。

○西議員 11番、西です。

先ほど、岡本正意議員の一般質問のところで、し尿処理の費用の値上げについて、前例踏襲、思考停止というような発言があったんですが、当時全協でちゃんと資料も見て、議員全員で話し合ったと思います。思いますというか、僕は記憶してます。その時にいろんなみんなで話し合っ、それを値上げもやむなしっていうことで決めたと思います。それに対して、前例踏襲、思考停止というのは、議会を侮辱しているというふうにも取れかねないので、当時議員、当時から議員やってる僕としては到底受け入れられる発言ではありませんので、訂正・削除を求めたいと思います。動議なので、ここで動議が採択されないと、そもそも進みませんし、本人が修正も、修正というか削除を求めないというのであれば、そのまんまになってしまいますが、ここで何も言わないっていうことは思考停止した状態の議会を認めることになってしまうので、到底受け入れられないと思いますので、動議として提出します。

○議長 西議員のほうから動議があがりました。これについて、何かございますか。賛同されますか。

○杉浦代表理事 賛成の方、誰かいてたら成立するやん。

○議長 賛成の議員は挙手願いますか。

○西山議員 まず、動議が成立するかどうかからしないんですか。

○杉浦代表理事 いや、だから動議の成立。

○議長 動議成立ね、動議の成立について、賛成の議員は挙手願えますか。

○西議員 これ、1人でもいたらいいんですよね。

○杉浦代表理事 成立させるためには、賛成者1人以上はいるやろ。

○議長 いや、でも成立してない。

○西議員 誰も手挙げてくれへん。

○議長 成立やない。

○西山議員 不成立。

○高岡議員 暫時休憩して。

○議長 では、暫時休憩します。

(暫時休憩)

(再開)

○議長 それでは再開をいたします。

先ほど、西議員から動議が出されました。その動議に対して賛同される議員の方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 挙手ありません。

従いまして、動議は不成立となりました。

それでは、議事を続けます。

ほかに何も御意見ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長 それでは以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、令和8年第1回相楽広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり、慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様のご今後の御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。大変ご苦労様でした。

(午後3時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽広域行政組合議会議長 岡本 篤

会議録署名議員 岡本 正意

〃 神田 高宏